

## 第4章 ごみ処理の現況

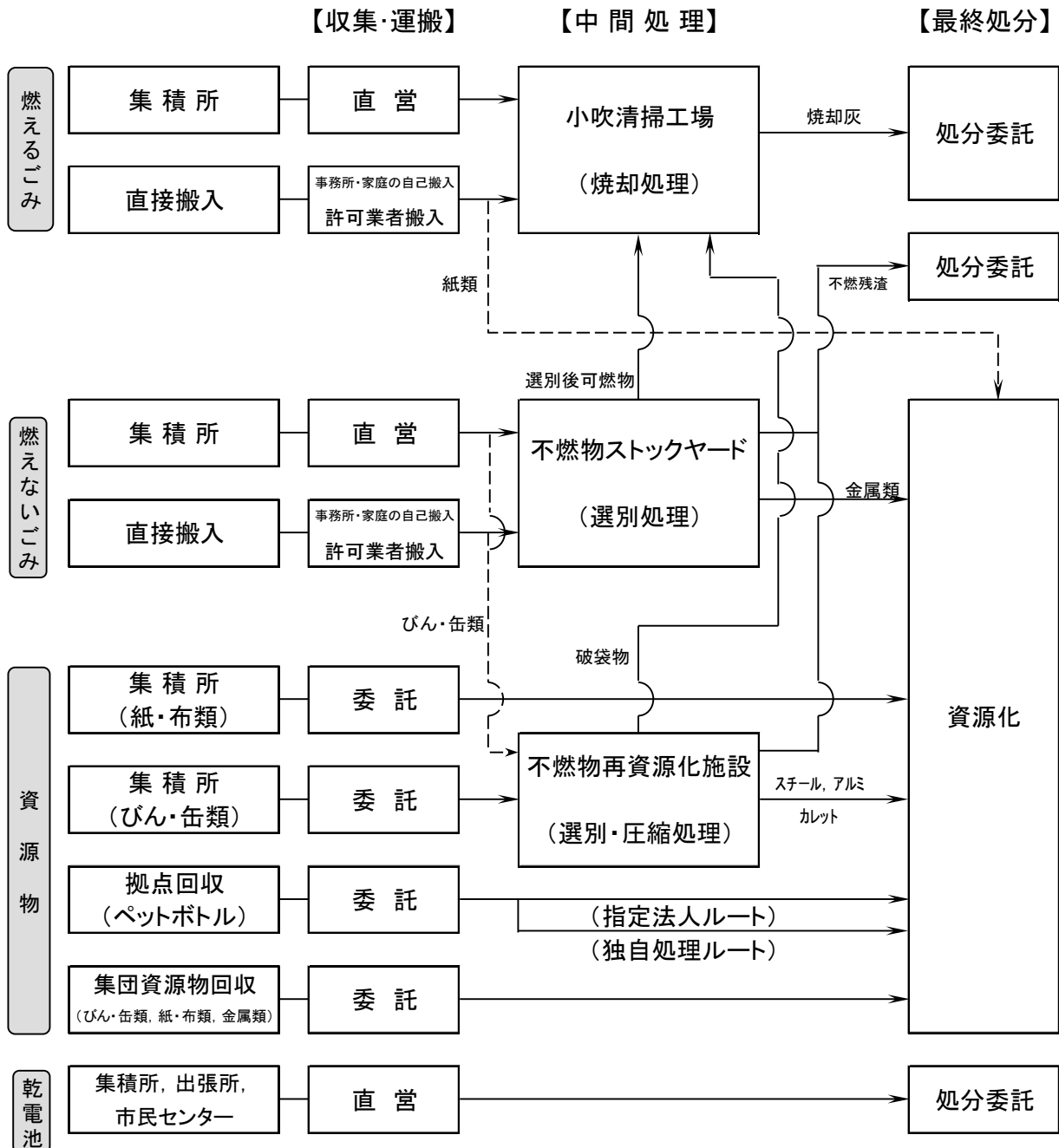


# 1 ごみ処理の体系

## (1) 水戸地区

水戸地区において収集するごみは、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源物」及び「乾電池」の4分類となっており、資源物のうちペットボトルは拠点回収を、それ以外は集積所での回収を行っている。このほか、事業活動等に伴う直接搬入ごみがあり、これらは、小吹清掃工場等の処理対象となっている。

また、市民団体による集団資源物回収をはじめとする、再資源化事業を推進している。

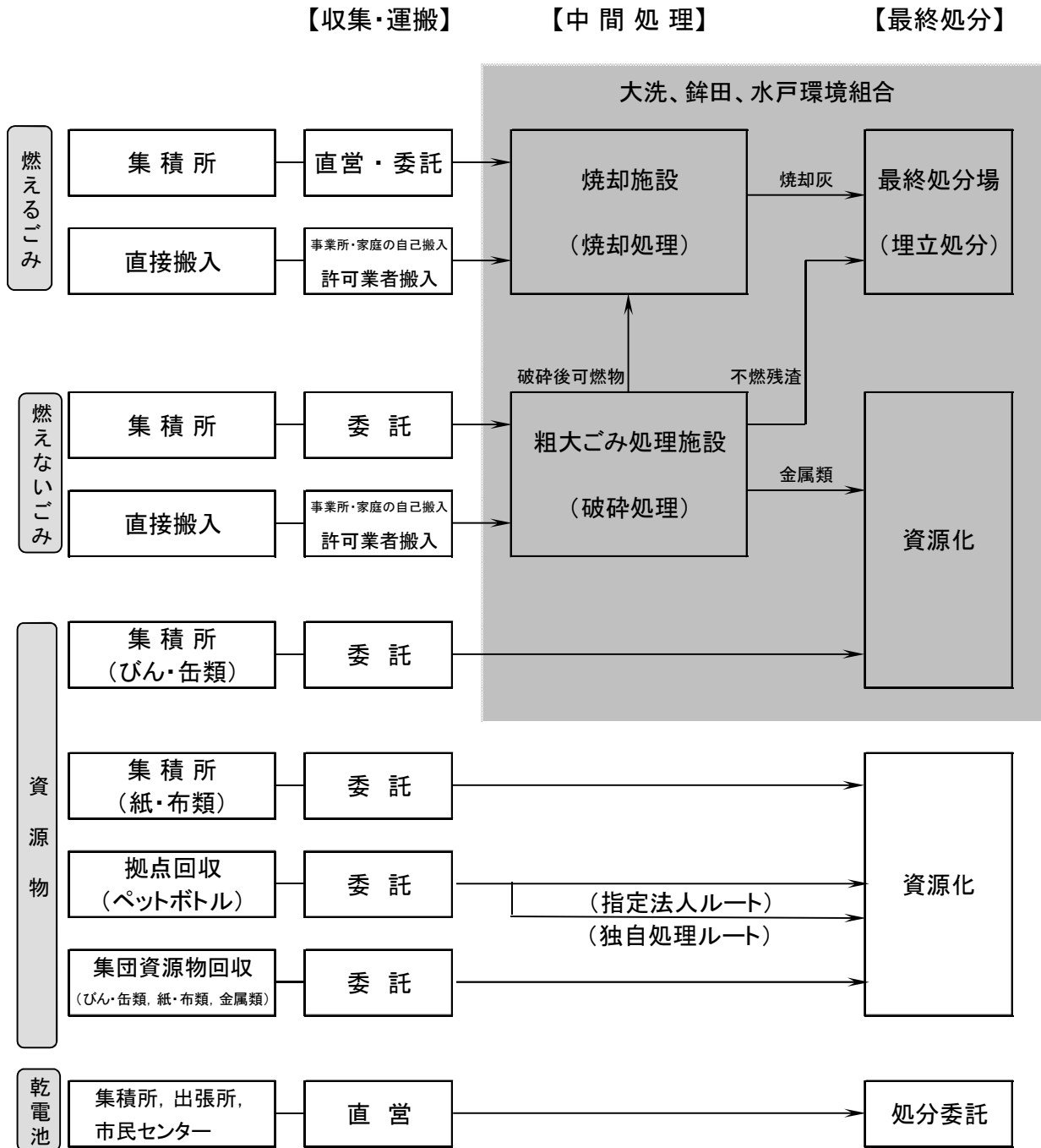


(2) 常澄地区

常澄地区において収集するごみは、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源物」及び「乾電池」の4分類となっており、資源物のうちペットボトルは拠点回収を、それ以外は集積所での回収を行っている（平成18年4月1日から有料制導入に伴い一般集積所での資源物回収を開始した。）。

このほか、事業活動等に伴う直接搬入ごみがあり、これらは、大洗、銚田、水戸環境組合の処理施設等の処理対象となっている。

また、市民団体による集団資源物回収をはじめとする、再資源化事業を推進している。

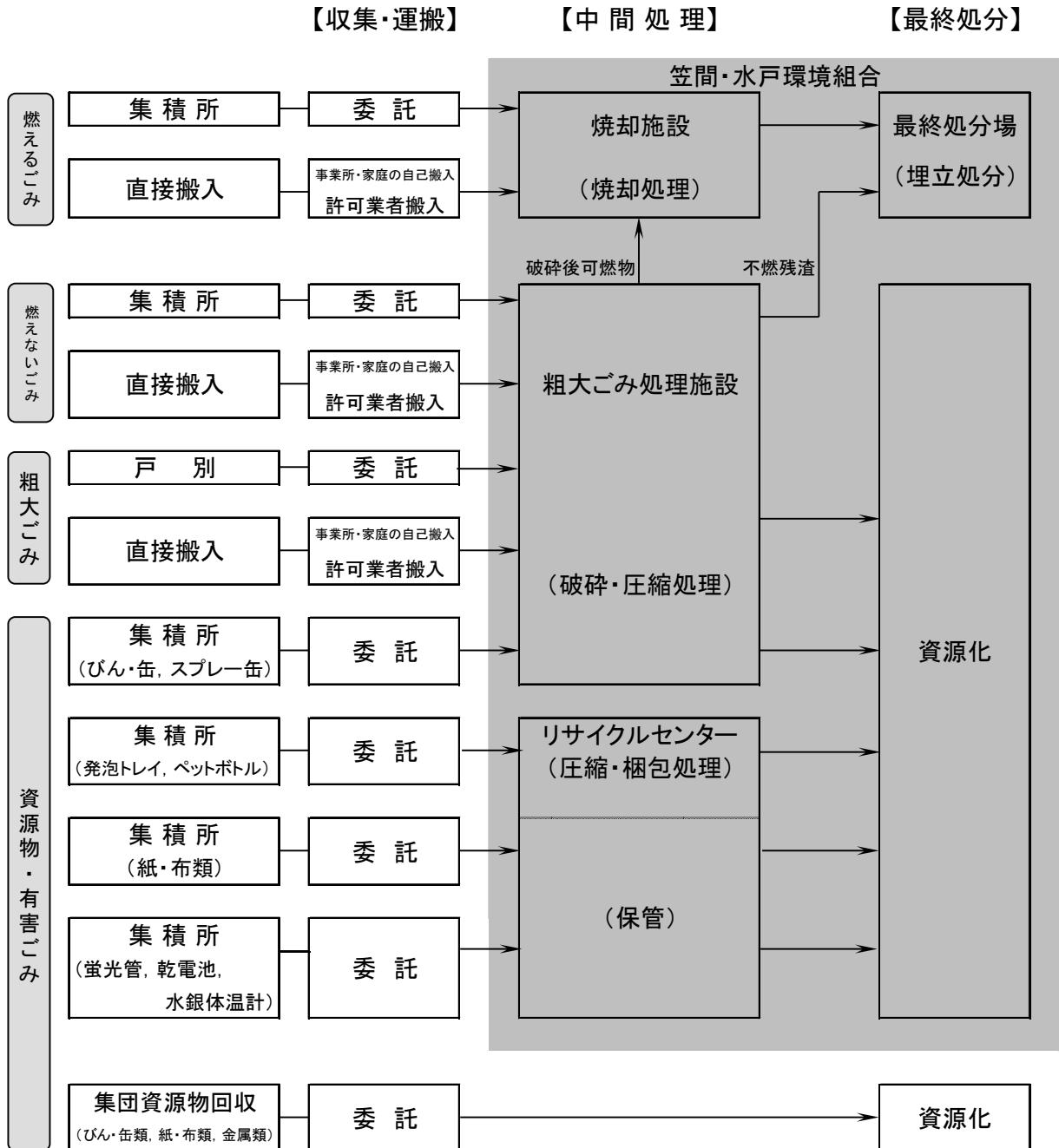


(3) 内原地区

内原地区において収集するごみは、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源物」、「有害ごみ」及び「粗大ごみ」の5分類となっており、集積所での回収を行っている。

このほか、事業活動等に伴う直接搬入ごみがあり、これらは、笠間・水戸環境組合の処理施設等の処理対象となっている。

また、市民団体による集団資源物回収をはじめとする、再資源化事業を推進している。



## 2 ごみ収集量及び搬入量の推移

(単位：t)

区域	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
水戸地区	直営収集	燃えるごみ	55,886	55,638	55,834	55,302	55,053
		燃えないごみ	3,068	2,936	3,020	2,811	2,939
		計	58,955	58,574	58,854	58,113	57,992
	委託収集	紙・布	1,882	2,071	1,937	1,778	1,653
		びん・缶	1,430	1,413	1,420	1,382	1,379
		ペットボトル	102	95	92	90	80
		計	3,414	3,579	3,449	3,250	3,112
	直接搬入	燃えるごみ	31,643	31,912	30,449	30,007	29,592
		燃えないごみ	1,140	1,048	1,077	1,164	1,017
		計	32,783	32,959	31,526	31,171	30,609
		集団資源物回収	5,059	4,565	4,217	3,908	3,547
	外部搬出	1,543	-	-	-	-	
	水戸地区合計	101,754	99,678	98,046	96,442	95,260	
常澄地区	直営収集	燃えるごみ	1,718	1,641	1,432	1,316	1,283
		燃えないごみ	814	802	804	803	821
	委託収集	燃えるごみ	190	169	179	195	173
		紙・布	22	20	21	17	16
		びん・缶	17	17	17	19	20
		計	1,043	1,008	1,021	1,034	1,030
	直接搬入	燃えるごみ	452	492	490	460	458
		燃えないごみ	37	37	41	31	41
		計	489	529	531	491	499
		集団資源物回収	359	345	343	320	290
	常澄地区合計	3,609	3,524	3,327	3,161	3,102	
内原地区	直営収集	燃えるごみ	5	5	5	4	3
		燃えないごみ	3	3	2	2	3
		粗大ごみ	1	1	1	1	1
		計	9	9	8	7	7
	委託収集	燃えるごみ	2,326	2,312	2,393	2,373	2,416
		燃えないごみ	68	63	65	59	61
		びん・缶	69	66	68	63	62
		ペットボトル	8	8	6	6	7
		紙・布等	116	111	99	86	81
		粗大ごみ	5	5	4	7	6
		計	2,592	2,565	2,635	2,594	2,633
	直接搬入	燃えるごみ	2,048	2,029	2,141	2,168	1,981
		燃えないごみ	58	54	58	64	58
		びん・缶	18	23	26	24	24
		ペットボトル	4	4	4	4	4
		紙・布等	46	44	47	47	42
		粗大ごみ	80	65	111	97	96
		計	2,254	2,220	2,387	2,404	2,205
		集団資源物回収	381	344	328	304	284
	内原地区合計	5,235	5,139	5,358	5,309	5,129	
	3地区合計	110,598	108,341	106,731	104,912	103,491	

※ 水戸地区のペットボトルは常澄地区分を含む。

※ 小数点以下の端数処理を行っている（以下の表についても同様）。

※ 平成25年度の水戸地区については、焼却施設の修理のため、エコフロンティアかさま及び笠間・水戸環境組合に燃えるごみを搬入している。

### 3 収集・運搬

#### (1) ごみの分別品目及び排出方法

##### ア 水戸地区及び常澄地区

分別区分	対象ごみの種類	排出方法
燃えるごみ	生ごみ, 草木類, 紙くず, プラスチック類, 皮類, ビニール類, ふとん類など	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみはよく水を切る。</li> <li>少量の食用油は紙や布にしみこませて, 流れ出さないようにする。</li> <li>紙おむつは汚物を除いてから出す。</li> <li>草木類は1m以内の長さに切る。</li> <li>枝の太さは5cmまで, 直径30cmくらいの束にする。</li> <li>ふとん類は1m以内にたたんでひもで縛る。</li> <li>皮類に付いている金具ははずす。</li> </ul> ※ 平成18年4月1日から有料制導入 燃えるごみを排出する場合は指定袋又は処理券を使用する。
燃えないごみ	せと物, ガラス類, 金属類, 電球など	<ul style="list-style-type: none"> <li>スプレー缶, カセットボンベなどは必ず穴を開けて出す。</li> <li>刃物などの危険物は紙などに包む。</li> </ul> ※ 平成18年4月1日から有料制導入 燃えないごみを排出する場合は指定袋又は処理券を使用する。
資源物 (集積所)	紙類(新聞紙, 紙パック, ダンボール, その他の紙類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>箱や袋などに入れず, 裸のままひもで十文字に縛る(ガムテープなどは不可)。</li> <li>紙パックは中を洗い, 切り開き, 乾かしてから出す。雨の日には出さない。</li> </ul>
	布類	<ul style="list-style-type: none"> <li>箱や袋などに入れず, 裸のままひもで十文字に縛る(ガムテープなどは不可)。</li> <li>雨の日には出さない。</li> </ul>
	びん・缶類	<ul style="list-style-type: none"> <li>びん・缶は, 一緒に無色透明なポリ袋に入れて出す(一升びんも必ず袋に入れる。)</li> </ul>
資源物 (拠点回収)	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャップとラベルをはずし, 中を水洗いし, つぶしてから回収容器へ入れる。</li> </ul>
乾電池 (集積所, 出張所, 市民センター)		<ul style="list-style-type: none"> <li>燃えないごみとは別にして, 無色透明な小袋に入れて「乾電池」と書いて出す。</li> </ul>

##### イ 内原地区

分別区分	対象ごみの種類	排出方法
燃えるごみ	生ごみ, 貝殻, 紙おむつ, 皮革製品, ゴム製品, プラスチック類など	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定袋を使用する。</li> <li>生ごみはよく水を切る。</li> <li>少量の食用油は紙や布にしみこませて, 流れ出さないようにする。</li> <li>紙おむつは汚物を除いてから出す。</li> <li>樹木は直径15cm以内, 長さ50cm以内に切り, 指定袋に入れる。</li> </ul>
燃えないごみ	せともの類, コップ, 鏡, ガラス類, 化粧品などのびん, 傘など	<ul style="list-style-type: none"> <li>不燃物コンテナに入れ, 不燃ごみ処理券を貼る。</li> <li>一辺の長さが50cm以上のものやコンテナに入らないものは粗大ごみとして出す。</li> </ul>

(内原地区 続き)

分別区分	対象ごみの種類	排出方法
資源物	① 缶・びん(飲食物, 医薬部外品が入っていたもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物コンテナに入れる。</li> <li>・中身を空にして水洗いをする。</li> <li>・キャップははずす。</li> </ul>
	② ペットボトル(マークのあるもの)	※ 取り外したキャップのうち, 金属製は燃えないごみ, プラスチック製は燃えるごみへ出す。
	③ ダンボール, 新聞, 雑誌(チラシを含む), 牛乳パック, 発泡スチロール製食品トレイ, 布(衣類, シーツ, ハンカチなど), スプレー缶類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンボールは80cm×60cm以内に, 雑誌は高さ30cm以内にして, ひもで十文字に縛る。</li> <li>・発泡トレイ, 牛乳パックは中を洗い, 切り開き, 乾かしてから出す。</li> <li>・スプレー缶類は, 必ず穴を開ける。</li> <li>・トレイ, 布, スプレー缶類は, 種類ごとに袋に入れて, 中身がわかるように袋に書く。</li> </ul>
有害ごみ	乾電池, 蛍光管, 水銀体温計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物コンテナに入れる。</li> <li>・蛍光管は購入時のケースなどに入れ, ひもで縛る。</li> <li>・乾電池, 水銀体温計は, 種類ごとに袋に入れ, それぞれ中身がわかるように袋に書く。</li> <li>・ニカド電池は, リサイクル協力店又は販売店で引き取ってもらう。</li> </ul>
粗大ごみ	学習机, 布団, カーペット, ガスレンジ, 自転車, ストーブ, 家具, 畳など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境センターへ直接搬入するか, 又は戸別収集を申請する。</li> <li>・戸別収集を希望する場合は, 内原出張所へ直接申し込み, 粗大ごみ処理券を購入する。</li> <li>・布団は3枚1組で, 畳は1日1家庭10枚まで。</li> <li>・内原出張所が指定する日に玄関先に出す。</li> <li>・石油ストーブは灯油を抜いておく。</li> <li>・長さ, 幅, 高さの合計が3m未満のものは1つにつき500円の券, 3m以上のものは1つにつき1,000円の券を1枚見やすいところに貼り, 名前を記入する。</li> </ul>

## (2) ペットボトルの回収場所

平成13年10月から市内のスーパーマーケットや市民センターなどに専用の回収ボックスを設置し, 拠点回収を行っている。

施設名称	所在地	施設名称	所在地
カワチ薬品新原店	新原 1-2-18	桜川市民センター	河和田町 2894-4
MEGA ドン・キホーテ上水戸店	上水戸 2-9-10	ヨークベニマル水戸笠原店	小吹町 2582-2
カワチ薬品赤塚店	河和田 1-1663-1	ヨークベニマル新原店	新原 1-3078-62
ケーヨーデイツー水戸河和田店	河和田 2-2230-2	パワーマーケット見川店	見川 5-115-4
サンキューストア千波店	千波町 2272-1	山新水戸駅南店	千波町 909
マツモトキヨシドラッグストア水戸千波町店	千波町 2467-3	ヨークベニマル百合が丘店	百合が丘町 8-3
ヨークベニマル赤塚店	姫子 2-30	カワチ薬品吉沢町店	吉沢町 263
ヨークベニマル双葉台店	双葉台 4-648-1	カワチ薬品渡里店	渡里町 2713-1
エコス浜田店	本町 3-302-1	山新水戸渡里店	渡里町 4086
パワーマーケット住吉店	元吉田町 1479-1	スーパービバホーム水戸県庁前店	笠原町 978-41
マルトSC笠原店	笠原町 978-39	笠原市民センター	笠原町 358-5



(ペットボトルの回収場所 続き)

施設名称	所在地	施設名称	所在地
酒門市民センター	酒門町 1374-6	渡里市民センター	堀町 466-7
ヨークマール水戸浜田店	浜田 1-2-30	稲荷第二市民センター	栗崎町 1695-4
サンキューストアー まちなか大工町店	五軒町 3-1-7	五軒市民センター	五軒町 1-2-12
マルト元吉田店	宮内町 3199-1	三の丸市民センター	三の丸 1-6-60
飯富市民センター	飯富町 4449-8	下大野市民センター	下大野町 6094-1
石川市民センター	石川 2-4243	国田市民センター	下国井町 1212-4
稲荷第一市民センター	大串町 2134	城東市民センター	城東 3-1-47
上中妻市民センター	大塚町 1157-1	柳河市民センター	柳河町 673-1
大場市民センター	大場町 2283-1	上大野市民センター	吉沼町 1768-2

(3) 使用済小型電子機器等の回収品目及び回収場所

平成 26 年 3 月 1 日から専用の回収ボックスを設置し、使用済小型電子機器等を回収している。平成 29 年度は、設置場所を新たに 5 か所追加した。

回収品目：携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー（CD・MD含む）、ICレコーダー、携帯型ゲーム機、電子辞書、電子手帳、携帯型カーナビ、ACアダプター、電気コード、タブレット型端末、外付けハードディスクドライブ（※ 回収ボックスの投入口に入る大きさのものに限る。）

回収場所

施設名称	所在地	施設名称	所在地
ごみ対策課	中央 1-4-1	三の丸臨時庁舎	三の丸 1-5-48
赤塚出張所	大塚町 1851-5	常澄出張所	大串町 2134
内原中央公民館	内原町 1395-6	竹隈市民センター	柳町 2-5-8
常磐市民センター	西原 1-3-12	緑岡市民センター	見川町 2563
寿市民センター	平須町 1636	吉田市民センター	元吉田町 1736-5
酒門市民センター	酒門町 1374-6	飯富市民センター	飯富町 4449-8
国田市民センター	下国井町 1212-4	桜川市民センター	河和田町 2894-4
千波市民センター	千波町 1396-4	双葉台市民センター	双葉台 2-1-5
笠原市民センター	笠原町 358-5	吉沢市民センター	吉沢町 243-3
中央図書館	大町 3-3-20	東部図書館	元吉田町 1973-27
西部図書館	堀町 2311-1	見和図書館	見和 2-500-2
いばらきコープ水戸店	元吉田町 1048-1	カスミフードスクエア水戸赤塚店	河和田 1-1
カスミフードスクエア水戸見川店	見川 2-3066-1		

(4) 特定家庭用機器（家電 4 品目）について

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行に伴い、小売店の引き取り義務外の特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）に限って、清掃工場での受け入れを行っている（※ 戸別収集は平成 20 年度から廃止。）。

（料金システムについては、41 ページ「(9) 特定家庭用機器(家電 4 品目)の回収」を参照。）

(5) 処理困難物について

以下のものは、処理困難物として収集及び処分を行わない。

処理できないものについては、排出者自ら販売店に引取りを依頼するか、専門の処理業者へ依頼するよう、広報紙、ホームページ等でお知らせしている。

ガスボンベ（穴を開けた卓上用カセット式ボンベを除く。）、廃油、薬剤、消火器、建築廃材、灰、ピアノ、オルガン、ブラインド、オートバイ、タイヤ、バッテリー、事業所用スチール机、農機具、農業用ビニール、モーター類、井戸用ポンプ類、50cm以上の電線、土砂、浴槽、ドラム缶、ものほし台など
--

(6) 収集区分別収集回数等

収集区分	収集回数	収集地区
燃えるごみ	毎日2回収集（月～金）	水戸駅北口～大工町3丁目（国道50号沿い）
	週3回（月・水・金）	水戸駅北口～大工町3丁目（国道50号沿い）の両裏通り、本町、栄町大通り、末広町、袴塚の一部（国道118号沿い）
	週2回（月・木、火・金）	上記以外の地域（常澄地区・内原地区を含む。）
燃えないごみ	週1回収集（木）	水戸駅北口～大工町3丁目（国道50号沿い）
	週1回収集（月）	常澄地区
	月1回収集	内原地区
	月2回収集	上記以外の地域
資源物	週1回収集（水）	水戸駅北口～大工町3丁目（国道50号沿い）
	月2回収集	上記以外の地域
(ペットボトル)	週2回若しくは	水戸地区、常澄地区〔…拠点〕
	週1回収集	回収容器設置店舗、一部市民センター
	月2回収集	内原地区〔…集積所〕
乾電池	燃えないごみの日に収集	水戸地区、常澄地区〔または内原地区を除く出張所、市民センター〕
(有害ごみ)	月2回収集	内原地区

(7) ごみ集積所について

ごみ集積所は、自治会長、管理責任者などからの申請を受け、現地を確認し、10世帯から30世帯に1か所を原則として場所を決定している。

ごみ集積所数（平成30年3月31日現在）	12,518か所
----------------------	----------

(8) 1人1日当たりのごみ排出量（収集ごみ原単位）の推移

市民1人1日当たりのごみ排出量（収集ごみ原単位）の推移は、次のとおりである。  
 収集ごみ原単位は、年間収集量（燃えるごみ、燃えないごみ）を収集人口及び年間日数で除したものである。

(単位：g/人・日)

年 度	25	26	27	28	29
水戸市全域	665	643	643	635	630
水戸地区	686	664	665	658	653
常澄地区	539	513	472	458	444
内原地区	439	434	446	438	438

※ 平成25年度までは4月1日現在の人口を使用した。平成26年度からは10月1日現在の人口を使用する。

(9) 一般廃棄物処理業許可業者ごみ搬入量の推移

各地区における一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可業者の数及び車両の台数、積載量の合計は、次のとおりである。また、水戸地区における清掃工場へのごみ搬入量は、次のとおりである。

ア 水戸地区

(各年度末)

項 目		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
許 可 業 者 数		社	51	50	50	50	50
許 可 車 両	台 数	台	168	166	172	167	182
	積 載 量 合 計	t	412	406	426	409	444
ご み 搬 入 量	搬 入 件 数	件	23,741	24,271	23,541	23,346	22,703
	燃えるごみ	t	26,827	27,100	26,075	25,588	25,219
	燃えないごみ	t	548	373	302	359	263
	ごみ搬入量計	t	27,375	27,473	26,377	25,947	25,482

イ 常澄地区（大洗、鉾田、水戸環境組合で許可）

(各年度末)

項 目		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
許 可 業 者 数		社	11	11	11	11	11
許 可 車 両	台 数	台	41	43	42	46	53
	積 載 量 合 計	t	95	99	95	102	121

ウ 内原地区

(各年度末)

項 目		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
許 可 業 者 数		社	16	16	16	16	16
許 可 車 両	台 数	台	48	45	46	45	49
	積 載 量 合 計	t	108	102	105	106	114

(10) 有害ごみの収集及び処理について

水戸地区及び常澄地区では、有害ごみとして、昭和59年3月から乾電池の分別回収を開始した。回収は、各集積所において「燃えないごみの日」に行うとともに、出張所、市民センターにも廃乾電池回収箱を設置し、随時回収している。回収した乾電池は、委託処理している。

また、内原地区では、有害ごみとして、乾電池、蛍光管及び水銀体温計の集積所回収を行い、委託処理している。

(単位：t)

年 度		25	26	27	28	29
委託処理量	水戸・常澄地区	96	34	61	60	60
	内 原 地 区	3	4	4	3	4

※ 水戸・常澄地区の平成24年度分は、平成23年度分と合わせて委託処理を実施した量である。

※ 内原地区分は、組合全体の委託処理量を内原地区搬入量割合で按分し、算出している。

## 4 ごみ質

水戸地区における焼却施設搬入ごみのごみ質（乾ベース）を示す。

項 目		単 位	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
種 類	紙 ・ 布 類	%	67.1	74.1	71.4	67.1	72.3
	ビニール, 合成樹脂, ゴム, 皮革類	%	10.1	8.0	9.9	9.8	10.5
	木, 竹, わら類	%	10.1	7.9	8.8	10.1	8.7
	厨 芥 類	%	9.9	7.3	7.8	10.5	6.0
	不 燃 物 類	%	2.0	2.1	1.1	1.8	1.6
	そ の 他	%	0.8	0.6	1.0	0.7	0.9
計		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三 成 分	水 分	%	38.7	33.1	33.8	34.0	29.9
	灰 分	%	1.3	1.4	0.8	1.2	1.2
	可 燃 分	%	60.0	65.5	65.4	64.8	68.9
	計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
低位発熱量（計算値）		MJ/kg	10.99	11.97	12.10	12.01	13.08

※ 各年度とも年12回(各月1回)計測した平均値である。

## 5 中間処理量の推移

水戸地区における中間処理（焼却，破砕，再資源化）量の推移を示す。

(単位：t)

年 度		25	26	27	28	29
焼 却 処 理 量		89,505	89,627	91,717	90,427	90,055
粗大ごみ処理施設	破砕処理量	0	0	0	0	0
不燃物再資源化施設	中間処理量	1,630	2,376	2,142	2,102	2,027

※ 粗大ごみ処理施設は、平成25年度から運用停止中

## 6 最終処分（埋立）量の推移

水戸地区における最終処分（焼却灰、不燃残渣の埋立）量の推移を示す。

(単位: m<sup>3</sup>)

年度		25	26	27	28	29
処分量	焼却灰	9,806	10,038	9,299	5,625	0
	不燃残渣	27	0	0	0	0
	計	9,833	10,038	9,299	5,625	0
覆土量		315	630	154	350	0
埋立量		10,148	10,668	9,453	5,975	0
焼却灰(委託)(単位:t)		0	0	0	4,371	11,640

※ 処分量は、それぞれの比重により算出した数値である。

※ 粗大ごみ処理施設は、平成25年度から運用停止中であるが、埋立ては、平成25年度も不燃残渣がわずかにあった。

※ 平成28年度から焼却灰の一部を、市外に処分委託している。

## 7 公害防止

ごみ処理過程で発生する恐れのある公害を防止するため、小吹清掃工場や第二最終処分場では公害防止施設を設置するとともに、施設の管理、運営に万全を期している。

### (1) 小吹清掃工場の公害防止対策

小吹清掃工場における主な公害防止対策のうち、特に排ガス処理設備については、平成8年度からの3か年事業において、従来の電気集じん器をろ過式集じん器（バグフィルター）に交換するなど、公害防止対策の強化に努めている。

項目	対策
ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> <li>ろ過式集じん器（バグフィルター）により除去している。</li> <li>ばいじんに含まれる重金属等を薬剤（キレート樹脂）添加混練法により安定化処理している。</li> <li>施設基準0.02g/m<sup>3</sup>N（大気汚染防止法の基準0.08g/m<sup>3</sup>Nの1/4）</li> </ul>
塩化水素	<ul style="list-style-type: none"> <li>消石灰吹き込み方式により除去している。</li> <li>施設基準82mg/m<sup>3</sup>N（大気汚染防止法の基準700mg/m<sup>3</sup>Nの約1/9）</li> </ul>
窒素酸化物	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動燃焼管理方式により抑制している。</li> <li>施設基準125ppm（大気汚染防止法の基準250ppmの1/2）</li> </ul>
硫黄酸化物	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却炉立ち上げ時の助燃用燃料は、重油を使わず、灯油を使用し、低公害化を図っている。</li> <li>K値：17.5以下</li> </ul>
ごみ臭気	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみピットと外部を遮断し、ピット内の空気を燃焼用空気として焼却炉内に送風して熱分解し、無臭化している。</li> </ul>
排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ごみ汚水」は焼却炉内に噴霧して焼却し、「工場排水」は排水処理施設で処理し、再利用している。</li> </ul>
騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>消音器や吸音壁等により防止している。</li> </ul>
ダイオキシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に沿った施設整備を実施するとともに、関係法令に基づく施設運営を行っている。</li> </ul>

ア 小吹清掃工場排出ガス測定値(平成 29 年度)

測定項目	測定日	1号炉	2号炉	3号炉	4/24	6/5	9/4	10/2	11/6	2/15
		2号炉	3号炉	4/24	5/12	8/7	10/2	12/7	1/9	2/15
単位		1号炉	2号炉	3号炉	4/24	5/12	8/7	12/7	3/16	
1号炉	ばいじん	g/Nm <sup>3</sup>	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	塩化水素	mg/Nm <sup>3</sup>	12	14	11	5	9	81		
	窒素酸化物	ppm	100	72	64	57	97	70		
	硫黄酸化物(K値)		<1	<1	<1	<1	<1	<1		
2号炉	ばいじん	g/Nm <sup>3</sup>	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	塩化水素	mg/Nm <sup>3</sup>	14	5	1	5	19	14		
	窒素酸化物	ppm	70	36	68	69	79	64		
	硫黄酸化物(K値)		<1	<1	<1	<1	<1	<1		
3号炉	ばいじん	g/Nm <sup>3</sup>	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	欠測	
	塩化水素	mg/Nm <sup>3</sup>	11	44	<1	6	28			
	窒素酸化物	ppm	75	53	99	68	53			
	硫黄酸化物(K値)		<1	<1	<1	<1	<1			

イ 小吹清掃工場排出ガス中ダイオキシン類濃度測定値

(単位：ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>)

年度	25	26	27	28	29
測定日	25/11/26, 26/1/29	26/11/11, 26/12/3, 27/1/27	27/10/16, 27/12/11, 28/2/3	28/12/15, 29/1/27, 29/3/8	29/9/6, 29/12/4, 30/1/5
1号炉	0.047	0.067	0.035	0.006	0.034
2号炉	0.13	0.10	0.070	0.0064	0.019
3号炉	0.075	0.040	0.0034	0.0067	0.11

(2) 第二最終処分場の公害防止対策

項目	防止対策
水質汚染	・処分場全体に遮水シートを敷設し、場内水は浸出水処理施設で処理している。
臭気 灰の飛散	・埋立工法として「サンドイッチ アンド セル」方式を採用している。

ア 第二最終処分場浸出水処理施設における放流水質

項目	基準値	備考
pH	5.8~8.6	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に 係る技術上の基準を定める省 令に基づく基準値
BOD (生物学的酸素要求量)	60mg/l以下	
COD (化学的酸素要求量)	90mg/l以下	
SS (浮遊物質)	60mg/l以下	
T-N (全窒素)	60mg/l以下	

イ 第二最終処分場浸出水処理施設における放流水質測定値(平成 29 年度)

(pH 以外の単位: mg/l)

測定月 項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
pH	7.1	6.9	7.0	6.9	7.1	6.8	6.8	7.0	7.5	6.9	7.1	7.2
BOD	2.5	<1.0	7.4	<1.0	2.8	<1.0	3.7	2.1	1.1	14.8	10.4	1.6
COD	5.9	5.1	6.6	3.2	5.0	3.0	8.9	9.0	5.9	16.9	9.5	3.0
SS	2	2	1	2	<1	7	3	4	<1	5	2	<1
T-N	6.1	12.2	4.14	7.46	6.63	6.64	10.6	14.9	10.4	23.9	10.6	3.86

## 8 ごみに関する通報

### (1) 市民からの通報

市民から不法投棄等の通報や連絡があった際には、速やかに現地の確認及び調査を実施し、地権者等に撤去を指導するなどの対応をしている。

平成 29 年度種類別通報状況

通報の 種 類	一般廃棄物		産業廃棄物		その他		計
	市民	監視員	市民	監視員	市民	監視員	
不法投棄	118	19	2	0	0	0	139
野 焼 き	68	0	3	0	0	0	71
事 業 系	10	0	0	0	0	0	10
そ の 他	105	3	4	0	0	0	112
小 計	301	22	9	0	0	0	332
合 計	323		9		0		332

### (2) 不法投棄防止協力員制度

平成 13 年 5 月から開始した不法投棄防止監視員制度を、平成 29 年 9 月から、不法投棄防止協力員制度と改め、公募及び地域からの推薦に基づき、不法投棄防止協力員を選任している。

活動内容は、それぞれの地域内における不法投棄を防止するための巡回及び市への報告などである。

不法投棄防止協力員数 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

97 名

### (3) 不法投棄防止看板

ごみを捨てにくい環境をつくるため、不法投棄防止看板を申請者に配布している。

平成 29 年度 不法投棄防止看板配布数

358 枚

平成 27 年度からは、ポスターコンクール (43 ページ参照) において入賞した作品をデザインとして不法投棄防止看板を作成し、配布している。

(4) 不法投棄防止監視カメラ

平成 19 年度から特に不法投棄が多い地域に監視カメラを設置している。

不法投棄防止監視カメラ設置台数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	24 台
-------------------------------------	------

(5) 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可件数

本条例は、土砂等による土地の埋立て等（埋立て、堆積）について、土壌の汚染及び土砂等の流出等による災害の防止を図り、もって市民の生活環境を保全することを目的として、平成 16 年 4 月から施行している。その後、土壌調査の義務や罰則の対象の追加等の条例改正を行い、不適正事案の未然防止に努めている。

事業者が土地の埋立て等を行う際（土地の埋立て等を行う区域の面積が、500 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満）には、市長の許可を受けることが必要である。

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
件 数	3	0	1	0	0	1	1	1	2	1